明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七七）　二

〔告　示〕

○基幹放送普及計画の一部を変更する件（総務三六八）　四

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示（法務・厚生労働三）　五

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務二七四）　六

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働三二五）　七

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同三二六）　七

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（同三二七）　八

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同三二八）　八

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三二九）　八

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同三三〇）　九

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同三三一）　一〇

○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示（国土交通一〇九八）　一〇

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一〇九九）　一六

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二七五）　一七

〔官庁報告〕

国家試験

令和四年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　二〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

国立研究開発法人物質・材料研究機構第二十一期事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四四

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　五〇

会社その他

会社決算公告　五五